

判定価格逡減型期限前償還条項付 ノックイン条項付 他社株転換条項付 円建 デジタル・クーポン債券
(シャープ)

	利率(年率)	
	課税前	課税後(小数点第3位未満切捨て)
当初約3か月	5.50%	4.382%
以降	5.50% または0.50%	4.382% または0.398%

課税後の年利率は、課税前の年利率の20.315%にあたる税金が差し引かれた利率となります。

期間
約3年 最短の場合、約3か月で期限前償還

売出期間
2020年 1月14日~1月29日

商品概要	
発行者	スウェーデン輸出信用銀行
発行者格付	Aa1 (Moody's)/AA+ (S&P) ※本格付は無登録格付です。
額面金額	100万円
申込単位	100万円以上、100万円単位
売出価格	額面金額の100.00%
発行日	2020年1月29日
受渡期日	2020年1月30日(=利息起算日および基準価格決定日)
満期償還日	2023年2月7日(期間約3年、最短の場合、約3か月で期限前償還)
対象株式	シャープ株式会社 普通株式(証券コード:6753、売買単位:100株)
基準価格	対象株式の基準価格決定日における前場の売買高加重平均価格(1円未満四捨五入)
評価価格	対象株式の始値
利払期日	2020年5月7日以降の毎年2月/5月/8月/11月の各7日
利率決定日	2回目以降の各利払期日の7取引予定日前の日
利率決定価格	基準価格の70.00%(1円未満切捨て)
利率および利息額 (年率、課税前)	初回:5.50%(14,819円) 2回目以降:各利率決定日の評価価格が、 利率決定価格①以上の場合:5.50%(13,750円) ②未満の場合:0.50%(1,250円)
期限前償還日	満期償還日を除く各利払期日
期限前償還判定日	各期限前償還日の7取引予定日前の日
期限前償還判定価格	初回期限前償還日は基準価格の105.00% その後は期限前償還日ごとに2.00%ずつ逡減した水準(1円未満切捨て)
最終評価日	満期償還日の7取引予定日前の日
ノックイン事由	観察期間中に対象株式の終値が一度でもノックイン価格以下になること
ノックイン価格	基準価格の46.20%(1円未満切捨て)
観察期間	基準価格決定日の翌取引予定日から最終評価日の直前の取引予定日までの期間(両日含む)
行使価格	基準価格の100.00%(1円未満切捨て)
参照価格	最終評価日の評価価格
営業日の調整	満期償還日、利払期日、期限前償還日が非営業日の場合は翌営業日、翌暦月になる場合は直前の営業日となります。
償還の方法	期限前償還および満期償還の方法は次項をご参照ください。

お取引にあたっては、目論見書および契約締結前交付書面をよくお読みください。

目論見書のご請求、お申込みは…



西日本シティTT証券

商号等 西日本シティTT証券株式会社 金融商品取引業者
福岡財務支局長(金商)第75号
加入協会 日本証券業協会

【利率決定ならびに償還に関するイメージ図】

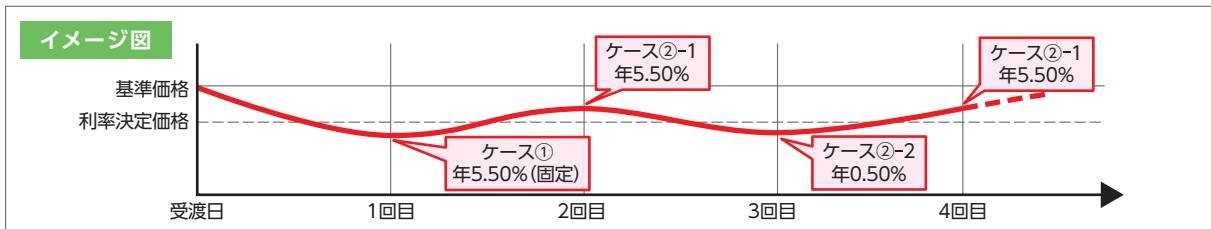
利率決定価格は基準価格の70.00%、ロックイン価格は基準価格の46.20%、行使価格は基準価格の100.00%、期限前償還判定価格は以下のとおりです。(すべて1円未満切捨て)

1回目	基準価格の105.00%	5回目	基準価格の 97.00%	9回目	基準価格の 89.00%
2回目	基準価格の103.00%	6回目	基準価格の 95.00%	10回目	基準価格の 87.00%
3回目	基準価格の101.00%	7回目	基準価格の 93.00%	11回目	基準価格の 85.00%
4回目	基準価格の 99.00%	8回目	基準価格の 91.00%	12回目	該当なし

利率決定について(年率・課税前)

ケース① 初回は、対象株式の株価水準にかかわらず額面金額につき、5.50%(固定)

ケース② 2回目以降は、各利率決定日の評価価格が、
 1. 利率決定価格以上の場合：額面金額につき、5.50%
 2. 利率決定価格未満の場合：額面金額につき、0.50%

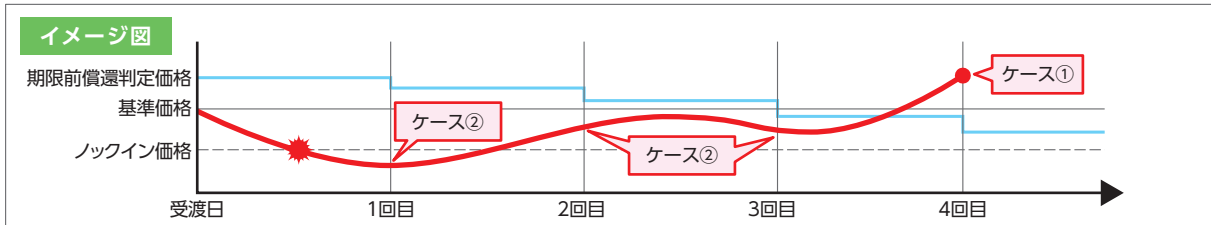


期限前償還について

ロックイン事由発生の如何にかかわらず各期限前償還判定日の評価価格が、

ケース① 関連する期限前償還判定価格以上の場合：額面金額の100.00%で期限前償還

ケース② 関連する期限前償還判定価格未満の場合：次回の期限前償還判定日(もしあれば)に同様の判定



満期償還について

期限前償還されずに満期償還となり、

ケース① ロックイン事由が発生しなかった場合：額面金額の100.00%

ケース② ロックイン事由が発生し、かつ参照価格が、
 1. 行使価格以上の場合：額面金額の100.00%
 2. 行使価格未満の場合：現物償還(現物決済額の対象株式および残余現金額(もしあれば))

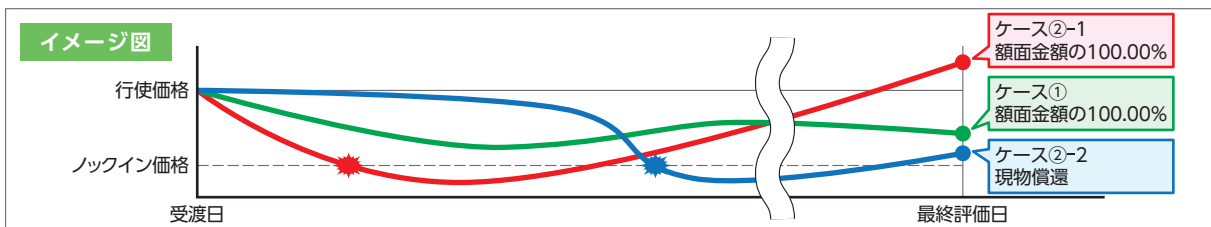
確定株式数：額面金額÷行使価格(小数第6位四捨五入)

現物決済額：確定株式数以下の売買単位の最大整数倍の対象株式数

残余現金額：(確定株式数-現物決済額)×参照価格(1円未満四捨五入)

●現物決済額および残余現金額の計算は額面金額毎になされます。

●満期償還時に確定株式数が売買単位未満となった場合、株式の交付は行われず残余現金額のみでの償還となります。



【本債券の想定損失額について】

以下は、本債券の価格に影響を与える主な金融指標である対象株式の株価のヒストリカルデータおよび一定の仮定に基づく、想定損失額のシミュレーションです。(将来における実際の損失額を示すものではありません。)

対象株式の株価の過去約10年間の**最大下落率は94%**です。(出典:ブルームバーグ・エルピー)
想定損失額の試算は、観察期間中に**ノックイン事由が発生したことを前提**としています。

【満期償還時の想定損失額について】

1 ヒストリカルデータから想定される満期償還時の損失額について

対象株式の参照価格が最大下落率と同様に基準価格から**94%下落**してノックイン事由が発生した場合、額面金額あたりの**想定損失額は940,000円**(満期償還時評価額は60,000円)となります。(1万円未満四捨五入)

前提条件 ●前出の対象株式の株価の過去約10年間の最大下落率をもとに算出しています。

ご留意事項 ●下落率は期間中の最高値と最安値の比較を示したものであり、時間的推移は考慮しておりません。

●現物償還の場合、現物決済額の対象株式および残余現金額(もしあれば)により償還となりますが、上述の満期償還時評価額は、現物決済額について償還後に参照価格と同一の株価で評価したと仮定して計算しています。

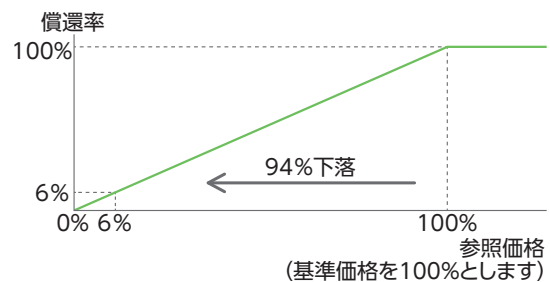
●現物決済額の対象株式は、償還の日における対象株式の終値が取得価額となります。

2 対象株式の株価がさらに下落した場合の損失額について

最大下落率を超えて対象株式の株価がさらに下落した場合、実際の損失額は想定損失額を大きく上回る可能性があります。**(注)**

◇想定損失率・償還率のイメージ

参照価格	想定損失率	償還率
基準価格の100%	0%	額面金額の100%
基準価格の90%	10%	額面金額の90%
基準価格の80%	20%	額面金額の80%
⋮	⋮	⋮
基準価格の20%	80%	額面金額の20%
基準価格の10%	90%	額面金額の10%
基準価格の0%	100%	額面金額の0%



【中途売却時の想定損失額について】

1 ヒストリカルデータから想定される中途売却時の損失額について

対象株式の株価が発行直後に前出の最大下落率と同様に基準価格から94%下落してノックイン事由が発生し、その後期中のいずれかの日に売却できたと仮定した場合、現時点で試算できる中途売却時の想定損失額は**959,800円**となります。

前提条件 ●ヒストリカルデータより算出された株価・株価変動率・円金利の最大変動幅をもとに試算しています。

●満期償還時の想定損失額とは異なり、期中の受取利息を考慮しています。

ご留意事項 ●当該想定損失額は前提条件をもとに簡易的に試算した理論値であり、売却時における実際の損失額とは異なります。

●実際の売却価格は、試算では考慮していない要因(発行者の信用状況、残存期間、流動性、配当、その他の要因等)の変化等によっても影響を受けて変動します。

2 中途売却時の想定損失額のご注意点

●本債券は国債などと異なり流通市場は確立されておらず、償還前に売却することは困難です。

●本債券は仕組債券であり、元来償還前の売却を想定していないことから、実際の中途売却時の買取価格は、さらに中途売却に伴い発生する費用を割り引かれた金額として計算されるため、実際の損失額は**前出の中途売却時の想定損失額を大きく上回る可能性があります。(注)**

そのため、中途売却時に①最大下落率ほど対象株式の株価が下落しなかった場合、②期中にノックイン事由が発生していない場合、③対象株式の株価が期限前償還判定価格や基準価格を上回っている場合でも**前出の中途売却時の想定損失額を大きく上回る可能性があります。(注)**

(注) 投資元本が全額毀損する可能性はありますが、それを上回る損失が発生することはありません。

対象株式終値の過去の推移(週足)

(出典:ブルームバーグ・エルピー)



【本債券の主なリスク】

本債券は、対象株式の株価水準により直接影響を受けます。また、本債券への投資には、以下に記載するようなリスクがあります。

■元本リスク

本債券の償還は、観察期間中にノックイン事由が発生し、かつ最終評価日の評価価格が行使価格未満となった場合には、現物決済額の対象株式および残余現金額(もしあれば)によって行われます。対象株式による償還が行われた場合、その評価額および残余現金額(もしあれば)の合計額は、投資元本を下回り、損失が生じるおそれがあります。(注)

■信用リスク

本債券の利息および償還金額の支払い、または対象株式による償還は、発行者等の義務となっております。したがって、発行者等の財務状況の悪化等により発行者等が本債券の利息もしくは償還金額を支払わず、もしくは支払うことができない場合、または対象株式による償還をせず、もしくは償還することができず、残余現金額(もしあれば)を支払わず、もしくは支払うことができない場合、投資家は損失を被り、または投資元本を割り込むことがあります。また、本債券の満期償還は現物決済額の対象株式および残余現金額(もしあれば)により行われる場合があるため、対象株式発行会社の信用低下により、投資家は損失を被り、または投資元本を割り込むことがあります。(注)

■期限前償還リスク

本債券は、各期限前償還判定日の評価価格が期限前償還判定価格以上であった場合に期限前償還されます。その際に期限前償還された償還金額を再投資した場合、期限前償還されない場合に得られる本債券の利息と同等の利回りが得られない可能性(再投資リスク)があります。

■利率変動リスク

本債券の利率について、当初の固定利率期間経過後、各利率決定日の評価価格が利率決定価格以上か、もしくは利率決定価格未満かにより各利払期日に適用される利率が変動します。

■中途売却時のリスク

本債券の流通市場は確立されておらず、償還前に売却することは困難です。仮に売却出来た場合でも、本債券の市場価格は、主として、対象株式の株価および金利の変動、発行者等および対象株式発行会社に関する外部評価の変化(例えば格付業者による格付の変更)、またはその他の要因の影響を受け変動します。したがって、償還前に本債券を売却する場合には、投資元本を割り込む可能性があります。(注)

(注)投資元本が全額毀損する可能性はありますが、それを上回る損失が発生することはありません。

【その他のご注意事項】

- ◆本債券をご購入される場合には、購入対価のみをお支払いいただきます。
- ◆本債券のお取引に関しては金融商品取引法第37条の6の適用はないため、クーリング・オフの対象にはなりません。
- ◆利息・償還金のお支払いは原則、利払期日・償還日の翌営業日以降となります。
- ◆本債券の申込および払込は「外国証券取引口座約款」に従ってなされます。
- ◆現物決済額の対象株式および残余現金額(もしあれば)による償還の場合、実際に株式が交付されるまで数日かかる場合がございますのでご了承下さい。

日本国内の税制上の取扱いについて

本債券は税制上、特定公社債に該当するものと考えられます。その取扱いは上場株式等に対する税制と一体化されており、概ね以下のとおりとなります。

個人の場合

- ① 利子に対する税金.....復興特別所得税を加味した20.315%(所得税等15.315%、住民税5%)の源泉徴収が行われた後、申告不要又は申告分離課税のいずれかを選択できます。
- ② 譲渡(償還)益に対する税金.....上場株式等の譲渡所得等として20.315%(所得税等15.315%、住民税5%)の申告分離課税の対象となります。
- ③ 譲渡(償還)損の取扱い.....上場株式等の譲渡損失として、上場株式等(特定公社債等を含みます)の譲渡益や利子・配当等との損益通算が可能です。また、翌年以降3年間の繰越控除の適用も可能です。

法人の場合

- ① 利金・償還差損益ともにその事業年度の所得として法人税・地方税の対象となります。

上記税務上の取扱いは税制改正等により将来変更される場合があります。詳細は税理士等の専門家へお問い合わせいただきますようお願い致します。

また、本債券の保有については、お客様固有の法律、税務等に照らし合せ、税理士等とも十分にご相談の上、ご自身でご決定頂きますようお願い致します。

仕組債の取引に係るご注意

- 本仕組債は、デリバティブ取引に類するリスク特性を有しています。そのため、法令・諸規則等により、商品内容や想定される損失額等について十分にご説明することとされています。

※ 商品内容や想定される損失額等について、説明を受けられたか改めてご確認ください。

- 弊社によるご説明や、本仕組債の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。

- お取引内容および商品に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お取引店またはお客様相談窓口（電話番号 092-707-3009）までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下の金融ADR（注）機関における苦情処理・紛争解決の枠組みのご利用も可能です。

■ 指定紛争解決機関（金融ADR機関）
・特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)
電話番号 0120-64-5005（フリーダイヤル 通話料無料）

（注）ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいいます。